



SS活動通信 1月号

| | | | | | | | | |
|------|----|---------------|----|---------------|-----|-------------|----|---------------|
| 年間計画 | 4月 | 20歳未満者飲酒・喫煙防止 | 7月 | 20歳未満者飲酒・喫煙防止 | 10月 | 防犯対策・特殊詐欺防止 | 1月 | 20歳未満者飲酒・喫煙防止 |
| | 5月 | 地域安全対策 | 8月 | 青少年健全育成 | 11月 | 地域安全対策 | 2月 | 防犯対策・特殊詐欺防止 |
| | 6月 | 防犯対策・万引き防止 | 9月 | 防災・災害対策 | 12月 | 防犯対策・自主防犯 | 3月 | 地域安全対策 |

徹底しましょう! 「年齢確認」 お酒・たばこは二十歳(はたち)から



行動のポイント

年末年始は、酒類・たばこを購入しようとする
20歳未満者が多くなります!

- ◆ 20歳未満者に「ここは買える店」と思われなことが重要です。
※民法改正後も、お酒・たばこの年齢制限は20歳のまま維持されています
- ◆ **30歳くらい**と思われるお客さまにも、**年齢確認**を実施しましょう。
- ◆ **20歳以上**と確認できない場合は、**毅然とした態度**で販売をお断りしましょう。
(相手が聞き入れない場合、必要に応じて110番通報しましょう)



<年齢確認が出来る証明書> JFA統一ガイドライン ※いずれも原本のみ(コピー・写真など不可)

運転免許証、個人番号カード(マイナンバー)※マイナンバー通知カードは不可、健康保険証、年金手帳又は年金証書、パスポート、在留カード又は特別永住者証明書、各種福祉手帳(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)タスポカード、学生証、住民基本台帳カード(個人番号カード取得まで有効)等

※写真なし証明書を提示された場合、「本人確認」のため、写真付きの証明書の提示を求めることができます。

※2003年(平成15年)生まれで誕生日を迎えた方が20歳以上です。

【SS Topics】

●酒類販売管理者「標識」の掲示徹底

酒類小売事業者は、販売場ごとに見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講実績等を記載した「標識」を掲げなければいけません。

- (1) 異動等で酒類販売管理者が変更になった場合や、酒類販売管理研修受講のたびに標識の変更が必要となります。
- (2) 前回の受講から3年が経過をしていないか、標識の受講日を確認して下さい。また受講期限が過ぎている場合は、早急に再受講研修を受講して下さい。

《標識記載例》

| 酒類販売管理者標識 | |
|---------------|------------------------------|
| 販売場の名称及び所在地 | コンビニエンスJFA店 東京都港区虎ノ門3-6-2 |
| 酒類販売管理者の氏名 | 酒類 売太郎 |
| 酒類販売管理研修受講年月日 | 2020年10月1日 |
| 次回研修の受講期限 | 2023年9月30日 |
| 研修実施団体名 | 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



確認したら
サインしましょう

発行：2022年12月

